

1 方針の改訂と経過

中野市においては、平成 24 年度より「中野市中中学生スポーツ文化活動連絡協議会」(以下「連絡協議会」)を発足させ、市内 4 中学校の部活動の現状や課題を協議してきました。

平成 26 年 2 月、長野県教育委員会は中学生期にとってのスポーツ活動が「スチューデント・ファースト」(学習者本位)の精神に基づく、適切で効果的な活動となることを目指し「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を示しました。その県の指針を受け、平成 26 年 7 月開催の連絡協議会で、部活動の活動基準を示した「中野市中学校部活動の方向について」が定められました。以降、毎年、この連絡協議会において「方向について」を確認し合い、各中学校はこの基準に則って部活動を運営してきました。

平成 30 年 3 月、スポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。このガイドラインを受け、平成 30 年 4 月、これまでの連絡協議会での協議を生かし、中野市教育委員会として「中野市中学校部活動の方針」を策定しました。各中学校ではこの方針に則って部活動を運営してきました。

平成 30 年 12 月、文化庁は「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。そして、平成 31 年 2 月、長野県教育委員会は「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を改訂しました。最近の中学生期のスポーツ環境を巡る現状やスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえて見直したものです。

中野市教育委員会は、この「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定と「長野県中学生期のスポーツ活動指針」の改訂を受け、「中野市中学校部活動の方針」の改訂版を策定します。

2 方針の位置づけ

この方針は、中野市立中学校の「運動系部活動」「文化系部活動」に適用するものです。各中学校では、校長の責任のもと、本基準内で適切で効果的な活動を実施することとします。

また「部活動の延長として行われる社会体育・教育活動」は、今後「地域において実施されている社会体育・教育活動」に移行していくこととします。その間、組織 4 原則(①規約の制定 ②学校職員以外の者が責任者 ③保険に加入 ④活動する生徒を募集)を守り、校長の判断のもと、本基準内で適切で効果的な活動を実施することとします。

3 現状

ここ数年の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、中野市の中学生の運動能力は高く、運動・スポーツが好きという生徒も多いという結果でした。また、保健体育の授業に対しても、好きという生徒が多いという結果でした。

部活動、地域のスポーツクラブ等への所属率は、運動部については男女とも全国平均と同程度で県平均よりやや高め、文化部については男女とも全国平均、県平均と同程度という結果でした。

各中学校の日ごろの部活動の様子を見ると、生徒たちはチームメイトと力を合わせ、主体的に、熱心に、充実した活動を行っています。各中学校では市の方針に則って部活動を行い、以前話題となった一部の過熱化する活動による生徒や家庭への負担増、学習や家庭生活とのバランスを欠くといった問題はほとんどありません。

課題としては、次のようなことが連絡協議会で話題になりました。

- ・生徒数減少により十分な人数が集まらず、チームスポーツを中心に存続が難しい部活動が出てきている。
- ・学級数減少により教員数が減少し、顧問が不足している。
- ・社会体育で活動している生徒の中体連の大会への引率が学校の負担になっている。
- ・専門性を持つ顧問が少なくなり技術指導が難しい。顧問の多くが超過勤務状態である。
- ・女子を中心に体育の授業以外にはほとんど運動をしない生徒がいる。

4 部活動への願い

部活動は「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と中学校学習指導要領総則に示されています。

中学生期の充実した部活動により、生涯にわたってスポーツや文化・科学活動に親しむ習慣を身に付け、体力・運動能力の向上を図ったり豊かな情操や感性を養い文化的活動の資質向上を図ったりしてほしいものです。また、仲間と励まし協力し合って活動する中で、公正さや規律を尊ぶ態度、克己心を培うなど、心身ともに健やかに成長してくれることを願ってやみません。

これからの部活動運営は、生徒の自主性・自発性を大事にしながら、学校は校長の責任のもと学校組織全体の活動とし、保護者、地域、教育委員会が連携を密にしながらそれぞれの役割を果たしていききたいものです。

5 活動基準

以下のことを共通の基準とします。

- (1) 学期中は、週あたり2日以上の休養日を設ける。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、他日休養日を設定する。(できるだけ週末に休養日を振替える))
- (2) 長期休業中は、できるだけ平日に活動し、休業期間の半分以上の休養日を設定する。また、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週

末を含む)は、長くても3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

*活動時間とは、身体的な活動を行う時間であり、会場への移動・準備・片付け・ミーティング・試合前後の休憩・見学等は含まない。

(4) 放課後の活動を基本とし、朝の運動部活動は、原則として行わない。

ただし、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合(日没が早い時期、バスの運行時間等の特別な学校事情)には、生徒の健康や生活リズム等を配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で、朝の活動を実施することが考えられる。

6 その他

- (1) 各校では「部活動に係る活動指針」を公表し、各部活動(「部活動の延長として行われる社会体育・教育活動」を含む)の年間活動計画、月活動計画と実績を作成します。
- (2) 心身の成長過程にある中学生期の運動部活動において、スポーツ障害予防やトレーニング効果を高める意味で休養日を設定することの重要性や食事と睡眠、生活リズムを考慮することの大切さを、関係者すべてが理解していきます。また、指導者は、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う工夫をします。
(「長野県中学生期のスポーツ活動指針」改訂版を参照)
- (3) 学校単位で参加する大会等については、今後、長野県中学校体育連盟とともに大会・試合の全体像を把握し、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会数の上限の目安を定めていきます。
- (4) 朝の運動部活動については、ウォーミングアップやクーリングダウンの時間が十分取れない、朝食から昼食までの間隔が空き過ぎるといったことを鑑み、激しい運動は避けるようにします。
- (5) 各校では、生徒の多様なニーズや学校の実情に応じた運動・スポーツ活動を行うことができるよう検討していきます。また、合同部活動や複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等については、各校の要望に基づいて中野市教育委員会が支援します。
- (5) 「中野市中学生期スポーツ・文化クラブ活動連絡協議会」を年2回開催し、市内の4中学校の連携を深めます。また、各中学校の「スポーツ・文化活動運営委員会」(年間2回程度)を一層充実させ、目標や方針等を踏まえた部活動の運営についての検討を行います。

平成30年4月26日 策定

平成31年3月29日 改訂